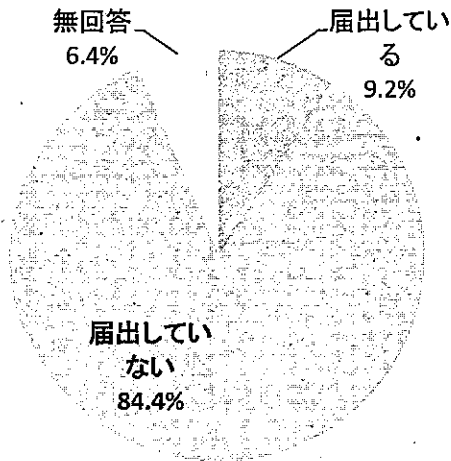


## 特定施設入居者における短期利用制度

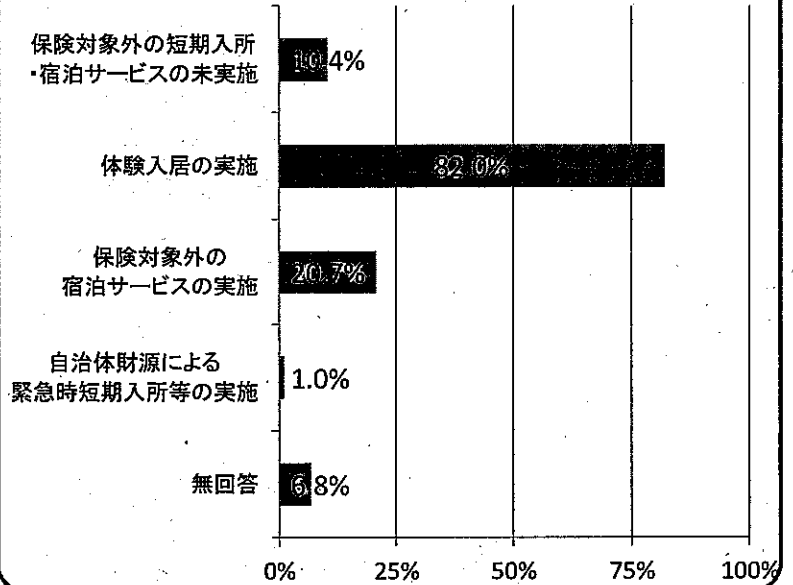
平成26年7月23日 介護給付費分科会資料

- 平成24年度に設けられた特定施設の短期利用の活用は進まない一方で、20%以上の特定施設において、空室を活用した介護保険外・自費負担によるショートステイサービスが実施されている。
- 特定施設の短期利用制度には、入居率が80%以上という要件が課せられており、空室の少ない特定施設では短期利用の受け入れが難しいことから、特定施設の短期利用制度の活用が進んでいない。

短期利用の届出状況



保険対象外サービスとしての取組状況



平成25年度特定施設経営概況等調査報告書(平成25年11月) 120

## 7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

論点1

給付の効率化・適正化の観点から、貸与事業所が複数の福祉用具を貸与する場合において、予め都道府県等に減額の規定を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能にしてはどうか。

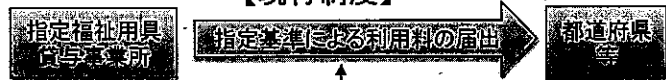
対応案

- 都道府県に提出する運営規程(利用料)について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定の届け出を行うことができることとする。

複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

- 都道府県に提出する運営規程(利用料)について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規程の届け出を出来ることとする。

【現行制度】



貸与価格(単品)		△△貸与事業所
種目	名称	貸与価格
車いす	〇〇標準型車いす	8,000円
車いす付属品	〇〇クッション	2,000円
車いす付属品	〇〇テーブル	1,000円
特殊寝台	〇〇電動ベッド	10,000円
特殊寝台付属品	サイドレール	1,100円

届け出た利用料に基づいて請求

〇〇車いす (8,000円)      〇〇クッション (2,000円)      〇〇テーブル (1,000円)

個々の単価を合計  
合計金額 : 11,000円

【複数貸与時の減額ルールへの届出】

○複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。

(例)

【数量により減額する場合】

- 2種類貸与時  
合計額から〇〇円減額
- 3種類貸与時  
合計額から△△円減額

【種目の組合せにより減額する場合】

- ※基本となる福祉用具と一体的に使用されるものを想定
- 特殊寝台と特殊寝台付属品を貸与時  
合計額から〇〇円減額
- 車いすと車いす付属品を貸与時  
合計額から△△円減額